

## [事案 29-251] 契約解除無効等請求

・平成 30 年 5 月 31 日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人に促されて入院給付金を請求した結果、契約を解除されたことを理由に、解除の無効等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 3 年 8 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約の解除を取り消し、入院給付金および慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 以前から治療を続けていた気分障害が悪化し、入院が必要とされたが、立場上精神科に入院することができなかつたため、入院施設はなかったが、親族の経営する病院Aに 3 回にわたり入院した。
- (2) 募集人に対し、病院Aに入院施設がないことも含めて経緯を説明したところ、入院給付金を受け取ることができると説明されたため、保険会社に入院給付金を請求した。この結果、本契約を解除されたが、給付金を詐取する目的で請求したものではない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 病院Aに確認したところ、申立人が入院したと主張する期間中、申立人は同病院の院長の自宅で寝泊まりしていたこと、同病院は診療報酬の算定や請求をしていないこと、入院治療計画を作成していないこと、申立人に請われて仕方なく診断書を書いたことなどが判明した。この事実から、申立人は、入院給付金を詐取する目的で請求を行ったと判断し、重大事由により契約を解除した。
- (2) 募集人は、病院Aに入院施設がないという話は聞いていないし、給付金の支払可否は診断書にもとづき判断されると説明している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、入院時および入院給付金請求時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が契約を解除したことには理由があり、募集人の不適切な説明があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。